

## 「宮崎県公共事業景観形成指針」の概要

### 1 指針の位置づけ

宮崎県景観形成基本方針（平成19年4月）に基づき策定したもので、県が実施する公共事業における景観形成の基本的な考え方や方向性を示したもの。

宮崎県景観形成基本方針（抜粋）

◎ 県が実施する重点施策

■ 面的な景観の保全・形成を誘導する指針の検討・実行

- ・ 景観法をはじめとする各種法令や条例等に基づき、面的広がりのある取組を推進するうえで必要な各種指針を整備します。

○ 公共事業等景観配慮指針（仮称）の策定

- ・ 公共事業を進めるにあたっての、計画～調査～設計～施工～維持管理の各段階において、どのような仕組みで判断・実施していくのかなどについての考え方を示した指針を策定し、景観に配慮した公共事業の推進を目指します。

### 2 指針の概要

区 分	内 容
はじめに	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設の景観に関する現状と問題点</li><li>・ 国の動向</li><li>・ 景観法における地方公共団体の責務</li><li>・ 宮崎県景観形成基本方針における本指針の位置づけ</li><li>・ 宮崎県公共事業景観形成指針の役割</li></ul>
1 指針の適用範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県が実施する全ての公共事業に適用</li><li>・ 景観重要公共施設に定められている場合の取扱</li><li>・ 国や市町村事業との連携</li></ul>
2 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>（1）景観形成の基本理念</li><li>（2）法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組</li><li>（3）意識の醸成と人材育成</li><li>（4）環境の保全と向上</li><li>（5）地域の特性を生かし、活性化につなげる</li></ul>
3 段階別配慮事項	<ul style="list-style-type: none"><li>（1）構想段階</li><li>（2）計画段階</li><li>（3）設計段階</li><li>（4）施工段階</li><li>（5）維持管理段階</li></ul>

区 分	内 容
<b>4 共通指針</b>	共通する項目について配慮すべき事項の指針 (1) 法面 (2) 擁壁 (3) 護岸 (4) 防護柵 (5) 舗装 (6) 標識・公共広告物 (7) 照明施設 (8) 植栽・緑化・緑地保全 (9) 占用物・設備類・その他工作物等
<b>5 施設別指針</b>	施設別に配慮すべき事項の指針 (1) 道路 (2) 橋梁 (3) 河川 (4) 公園・緑地 (5) 港湾・漁港 (6) 海岸 (7) ダム・堰堤 (8) 急傾斜地崩壊対策施設 (9) 用地造成 (10) 公共建築物 (11) 農地整備 (12) 森林整備